

(平成24年12月19日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岩手地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

2 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 1 件

岩手国民年金 事案 756

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年5月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年5月から52年3月まで

私は、20歳になった昭和50年*月頃に、A市役所で、国民年金の加入手続を行い、申立期間当時の国民年金保険料を納付した。

これまで、国民年金保険料の納付督促を受けたことも無く、申立期間の保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「20歳になった昭和50年*月頃に国民年金の加入手続を行った。」と主張しているが、前後の国民年金手帳記号番号の払出状況から申立人の同手帳記号番号は、昭和52年6月に払い出されていることが確認でき、この頃に申立人の国民年金の加入手続が行われたことがうかがえる上、それ以前に、申立人に対して別の同手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立期間当時、申立人は、国民年金に加入していなかったものと考えられる。

また、上記の国民年金手帳記号番号払出し時点においては、申立期間の国民年金保険料は過年度保険料として遡って納付することは可能であったものの、申立人は、「申立期間の国民年金保険料はA市から発行された納付書により金融機関で毎月納付しており、遡って納付した記憶は無い。」と供述しており、A市を管轄するB年金事務所は、申立期間当時、A市役所では過年度納付の取扱いは無かったと回答している。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から⑤までについて、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 3 月 30 日から同年 4 月 1 日まで
② 昭和 37 年 11 月 30 日から同年 12 月 1 日まで
③ 昭和 38 年 3 月 29 日から同年 4 月 1 日まで
④ 昭和 41 年 4 月 29 日から同年 5 月 2 日まで
⑤ 平成元年 5 月 31 日から同年 7 月 23 日まで

私は、申立期間①から③までは船舶所有者AのB丸に、申立期間④は船舶所有者AのC丸に、申立期間⑤はD社のE丸に、それぞれ乗船していたにもかかわらず、船員保険の被保険者記録が無かった。同僚等から申立期間について乗船していたことを証明する書面を入手してあるので、調査して訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

船舶所有者Aに係る申立期間①から④までについては、船舶所有者であるA氏は既に他界していることから、申立人の船員保険の資格取得及び資格喪失について確認できる関連資料や供述を得ることができなかった。

また、申立人から提出された同僚及び当時の船舶所有者の息子がそれぞれ記名押印した書面には、申立人が申立期間においてB丸及びC丸に乗船していたことを証明する旨記載されているが、当該同僚は、申立期間①から④までにおいて、申立人と同様に船員保険被保険者記録が無いことが確認できる。

さらに、当該事業所において申立期間に船員保険被保険者記録のある複数の同僚に照会したが、申立内容を裏付ける供述及び関連資料を得ることはできなかった。

加えて、当該事業所に係る船員保険被保険者名簿を見ると、申立期間①から④までにおいて申立人の記録は見当たらない。

D社に係る申立期間⑤については、申立人から提出された船員手帳によると、申立人はE丸に昭和 62 年 7 月 28 日雇入れ、平成元年 6 月 14 日雇止めと記載されており、申立人から提出された当該事業所の元事務長が記名押印した書面には、申立人が申立期間の一部において当該事業所が所有する船舶に乗船していたことを証明する旨記載されている。

しかしながら、F組合に照会したところ、「申立人の組合費の納入記録は平成元年 5 月までとなっており、D社の船舶を平成元年 5 月 31 日下船と記録されている。」と回答があった。

また、当該事業所の船員保険被保険者名簿によると、申立人は平成元年 5 月 31 日に資格喪失と記録されており、申立人の後任者と思われる者が同年 6 月 2 日に資格取得していることが確認できる。

さらに、当該事業所は平成 11 年 3 月 9 日に適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は既に他界している上、当時の複数の同僚に照会したが、申立内容を裏付ける供述及び関連資料を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間①から⑤までにおける船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間①から⑤までに係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。